

# 飛騨川国有林の地域別の森林計画書

(飛騨川森林計画区)

(変更)

(令和5年12月変更)

計 画 期 間  
自 令和 4年 4月 1日  
至 令和14年 3月31日

林野庁中部森林管理局

森林法第7条の2第3項の規定において準用する第5条第5項の規定に基づき、この国有林の地域別の森林計画の一部を変更する。

今回の変更は、災害に強い地域づくりや水源地域の機能強化を図るため、保安林の整備及び治山事業に関する計画を変更するものである。

この変更は、令和6年4月1日に効力を生じるものとする。

(利用上の注意)

- ① 総数と内訳の計が一致しないのは、単位未満の四捨五入によるものである。
- ② 0は、単位未満のものである。
- ③ 本文については、変更等を行った項目に係る部分を掲載している。

# 目 次

II 計画事項	
第5 計画量等	
5 保安林の整備及び治山事業に関する計画.....	1
（3）実施すべき治山事業の数量	

## II 計画事項

### 第5 計画量等

#### 5 保安林の整備及び治山事業に関する計画

##### (3) 実施すべき治山事業の数量

単位：林班数

森 林 の 所 在		治山事業施工 地区数	うち前半 5年分	主な工種	備 考
市町村	区 域				
下 呂 市	9～12, 13～16, 20～24, 24～29, 32～37, 41～45, 46～59・75, 65～66・79～80, 70～74, 125～134, 147～151, 167～172・179～183, 192～197・209～213, 214～224, 232～237, 241～245, 1014～1020, 1021～1031, 1033～1034・1062～1066, 1036～1042, 1077・1080～1083, 1091, 1093～1096, 1105～1110, 1111～1115, 1120～1127, 1128～1131, 1132, 1133～1139, 1176～1182, 1183～1186	62	53	溪間工, 山腹工, その他, 本数調整伐	
七 宗 町	1204～1205・1207～1211, 1219～1226, <del>1227～1230</del> , 1231～1249	5	5	溪間工, 山腹工, 本数調整伐	
東白川村	2175～2185			本数調整伐	
計		67	58		

注1 区域欄には、治山事業を実施する箇所について、尾根や沢などの地形等により区分される森林の区域（単位流域）に属する林班名を記載。

注2 治山事業施工地区数欄には、治山事業を実施する箇所（森林整備を除く。）に関する林班数を計上。